

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

No	17	府省庁名	内閣府
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	地域経済活性化支援機構に係る特例措置の拡充		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） （株）地域経済活性化支援機構（以下「当機構」という。）は、平成25年1月11日に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を受けて、事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図るため、同年3月に成立・施行した「株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）に基づき、（株）企業再生支援機構（以下「旧機構」という。）を抜本的に改組・機能拡充し、設立された組織である。 上記設立に際し、平成25年度税制改正において、旧機構が受けていた企業再生税制の特例措置を引き続き当機構にも適用することが認められた。</p> <p>・特例措置の内容 改正法により、当機構が再生支援決定を行う際、関係金融機関等に対する買取申込み等の求め方の一つとして、新たに当機構が債権買取を前提とせずに債権者間調整のみを行うことを求める方法（機構法第26条第1項）が追加されたことから、当該方法により関係金融機関等からの同意を得た事業再生計画に従って金融機関等により債務免除等が行われた場合も、企業再生税制（法人税法第25条第3項、第33条第4項、第59条第2項）の対象とすること。</p> <p>（参考）企業再生税制とは、借り手企業における債務免除益について、資産売却による損の実現を待たずに評価損の損金算入ができるとともに期限切れ欠損金の優先利用を認めること。</p>		
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、同法第292条第1項第3号		
減収見込額	<p>[初年度] - (-) [平年度] - (-) [改正増減収額] (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 当機構を通じて、事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 近年、当機構に持ち込まれる事業再生案件において、関係金融機関による債権放棄後の借入金をスポンサー（事業再生ファンド含む。）が全額肩代りすることが決まっていた（スポンサー・プレパッケージ型）、当機構に対して（債権買取りなしに）債権者間調整のみを期待する案件が増加してきたことを背景に、改正法により、当機構が債権買取を前提とせずに債権者間調整のみを行うことを求める方法（機構法第26条第1項）が追加された。 当該方法は法律上措置されたものの、関係金融機関等から同意を得た事業再生計画に従って金融機関等により債務免除等が行われた場合については、企業再生税制の適用対象とはされておらず、債務免除益の非課税措置を受けることができないため、案件が途中で頓挫してしまう。 従って、事業再生のより一層の促進を図るため、当該ケースにおいても、企業再生税制の適用対象とすることが不可欠である。</p>		

本要望に 対応する 縮減案	—
ページ	17—2

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】 5. 経済財政政策の推進</p> <p>【施策】 ⑤「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域活性化事業等の推進</p>
	政策の達成目標	事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	当機構の業務完了により解散するまでの期間（平成26年度～（最長）34年度まで）
	同上の期間中の達成目標	上記「政策の達成目標」に同じ。
	政策目標の達成状況	平成25年7月末までに、旧機構で28件、当機構で7件の再生支援決定を行い、17件の支援を完了しており、地域経済の活性化等に一定の役割を果たしている。しかしながら、地域経済が疲弊している現状や中小企業金融円滑化法終了にかかる対応の必要性に鑑みると、改正法により事業再生に関する制度改正や地域活性化に関する機能を拡充している等、当機構がより一層、その役割を果たしていくことが期待される。
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>上記「要望内容1.」の当機構が債権買取を前提とせず債権者間調整のみを行う場合に該当する見込み件数は58件。</p> <p>【算出方法】</p> <p>① 全体の支援件数実績（平成25年7月末現在） ・旧機構：28件（3年）、・当機構：7件（4ヶ月）</p> <p>② スポンサー案件等債権買取後、短期の処分が見込まれ債権者間調整のみのニーズがあったと想定される件数 ・旧機構：2件（7.1%）、・当機構：4件（57.1%） ※当機構への改組後、旧機構と比して債権者間調整のみを行うニーズが高まっている。</p> <p>③ 今後、当機構で見込まれる支援件数 4ヶ月の実績7件より、年間では21件が見込まれるため、 今後の総件数は21件×4.8年=100.8件 ※ 当機構への改組後、公表の原則非義務化、支援機関の延長に伴い、旧機構と比して多くの案件の持込みが見込まれる。</p> <p>【参考】当機構が公表している現在調整中の案件について（H25.8.6公表） ・ DD等事業者や金融機関と具体的な協議を行っている案件：24件 ・ 当機構と相談中で、金融機関等において調整中の案件：86件 計：110件</p> <p>④ ③×57.1%（※②より）=58件 （注）ただし、企業再生税制の適用が必要となる直接放棄案件だけではない</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援を円滑にする税制上の措置を講ずることにより、当機構による再生計画策定支援件数が増加し、ひいては健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化につながると考えられる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	平成24年度補正予算において、改正法に基づく地域経済活性化支援事業等のための預金保険機構への出資金30億円を措置しているが、あくまで当機構が地域活性化ファンド及び事業再生ファンドの運営に地域金融機関とともに参加する際に必要となる出資に係る措置である。一方、当該要望は、支援機関を通じて当機構の財産基盤を維持しつつ、当機構が直接行う再生支援に関する要望のため、予め予算措置によって代替することは不可能である。

	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	税制上の所要の措置を講じることにより、金融機関等から債権を買取る等の中で、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を更に一步進めた形で行うことが可能となり、地域経済活性化に資する。

税負担軽減措置等の適用実績	<p>【適用事業者】</p> <p>平成22年度：3社 平成23年度：2社 平成24年度：5社</p> <p>【損金算入額】</p> <p>平成22年度：16,136百万円 平成23年度：5,512百万円 平成24年度：62,939百万円</p> <p>※ 年度は支援決定日ベース、金額は支援決定時の事業再生計画ベースのものを含む</p>
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	<p>企業再生税制の適用により1社平均約33億円のキャッシュフローが生じている。当該措置の適用により、事業再生を図ろうとする対象事業者の資金繰りが改善する。</p> <p>【算出方法】$(16,136+5,512+62,939) \div 10 \text{社} \times \text{税率} 0.4 = 3,383$（百万円）</p>
前回要望時の達成目標	事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る。
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	平成25年7月末までに、旧機構で28件、当機構で7件の再生支援決定を行い、17県の支援を完了しており、地域経済の活性化に一定の役割を果たしている。しかしながら、地域経済が疲弊している現状や中小企業金融円滑化法終了にかかる対応の必要性に鑑みると、改正法により事業再生に関する制度改正や地域活性化に関する機能を拡充している等、当機構がより一層、その役割を果たしていくことが期待される。
これまでの要望経緯	<p>平成20年度：本措置を初めて要望した。</p> <p>平成21年度：本措置の拡充を要望し認められた。</p> <p>平成25年度：本措置の延長及び適用要件の緩和を要望し認められた。</p>